# 和歌山市移動支援事業 ガイドライン

令和2年4月版

和歌山市 障害者支援課

#### 1 事業の目的

屋外での移動が困難な障害者(児)に対し、余暇活動等の社会参加及び社会生活を営むうえで必要な外出をする場合に適切な支援を行い、障害者の地域における自立した生活及び社会参加を促すことを目的とします。

# 2 実施方法

和歌山市における移動支援事業は、以下の利用形態により実施します。

(1) 個別支援型

利用者1名に対して、ヘルパー1名以上が付き添うマンツーマンによる支援です。

(2) グループ支援型

複数の利用者(グループ)に対して、移動を支援します。

ただし、ヘルパーに対する利用者の比率は3倍以内です。(ヘルパー:利用者=1:3まで)

#### 3 支給量の基準

1か月で利用できる時間は、下記のとおりです。

対象者	支給量(上限)	備考
障害者(18歳以上)	2 0 時間/月	
障害児(中学生以上)	15時間/月	二人介護など、本人の状況等
障害児(小学生)	10時間/月	において勘案します。
障害児(3歳以上の未就学児)	5時間/月	

<sup>\*</sup> それぞれの類型ごとに支給決定は行いません。

支給された時間数の中で、個別支援型とグループ支援型を使い分けて利用してください。

#### 4 外出の範囲

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出が対象となります。ただし、 経済活動に係る外出や、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出は対象となりません。また、原則として1日の範囲で用務を終えるものに限ります。

《対象となる外出の例》

・官公庁及び金融機関等での手続き

・買い物

・冠婚葬祭への出席

・緊急に受診が必要になった場合の通院

・理容、美容

・その他余暇活動(例:映画、カラオケ等)

\*施設や会場において、会場内でヘルパーによる支援が行われない場合は、現地まで支援した時間が移動支援の対象となります。

#### 《対象とならない外出の例》

- ・通勤、営業活動等の経済活動に係る外出・政治活動や宗教活動に係る外出
- ・公的サービスの利用が不適切な外出
- ・通学、通所など通年かつ長期にわたる外出

(例:パチンコ店などのギャンブル等)

# 5 利用者の負担

《利用者負担の上限月額》

世帯	区分	課税状況(世帯の所得割)		上限月額	
生活保護世帯	生活保護			0円	
市町村民税非課税世帯	5町村民税非課税世帯 低所得			0円	
市町村民税課税世帯	一般 1	障害者	16 万円未満	9,300円	
		障害児	28 万円未満	4,600円	
	一般 2	障害者	16 万円以上	37,200円	
		障害児	28 万円以上	37, 2000	

# 6 グループ支援型移動支援

令和2年4月より、従来の「個別支援型」に加え、一定の要件のもとで安全の確保を図りながら、 1人のヘルパーが複数の利用者を支援する「グループ支援型」を実施します。

#### 《実施要件》

安全性の確保が重要となるため、実施の際には以下の①~③の要件を満たす必要があります。

- ①グループに派遣されるヘルパーに、利用者全員に対する個別支援型での派遣の経験があること
- ②ヘルパー1人当たりが対応できる利用者の人数は「3人まで」
- ③1グループにつきヘルパー2人からの派遣

【例】○ ヘルパー2人⇔利用者3~6人

× ヘルパー1人⇔利用者2人

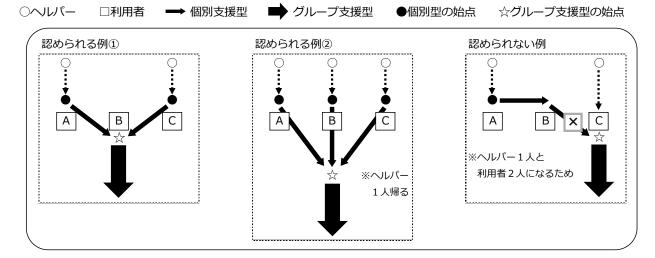
#### 《対象者》

障害種別や身体介護の有無による制限は設けませんが、未就学児は不可とします。小学生以上の 利用者についても、利用者の障害特性や心身の状況等から、安全な支援が可能と判断した場合のみ 実施してください。

#### 《利用形態》

グループ全員が集合した時点から支援開始となります。集合場所を定め、そこから支援を開始す るケースが想定されるため、グループ支援型に限り現地集合・現地解散を可能とします。また、そ の際に、集合場所までは個別支援型を利用することが可能です。

#### ●グループ支援型の一例(利用者が別々の場所にいる場合)



# 《その他留意事項》

事業者においては、グループ支援型を実施する際に、以下の①~④に留意してください。

- ①各利用者からの意向に基づく派遣であること
  - 事業所の都合によるグループ支援型の実施は認められません。必ず利用者から同意を得た上で 実施してください。
- ②日時や移動手段、交通費等の費用、帰宅予定時間等について、各利用者と十分に調整すること 訪問の日時や場所、移動手段、交通費等の実費等について、それぞれの利用者に確認して調整 を行ってください。また、ヘルパー分の交通費も利用者の負担となりますので、各利用者間の 負担割合等も調整してください。
- ③派遣計画書を作成して、安全かつ適切な外出支援となるよう入念に準備すること 行程等を盛り込んだ派遣計画書を作成して、安全かつ適切なグループ型派遣となるよう、入念 な準備を行ってください。なお、当該派遣計画書の作成状況については、必要に応じて確認さ せていただきます。
- ④事故時における連絡体制やヘルパーの応援派遣等、緊急時に対応できる体制を備えること

# 7 移動支援の利用に関するQ&A

この内容は、このガイドライン作成時に想定される疑問について、一般的な解釈・原則を示したものです。

# (Q1)ヘルパーが自ら運転する車の利用について

ヘルパーが運転する車を使って、移動支援を利用(実施)することはできますか。

(A1)へルパー事業所が、道路運送法上の許可(一般乗用旅客自動車運送事業または福祉有償輸送等)がある場合は、事業者等の車両を用いて、移動支援を行うことが可能です。これらの許可を受けないで実施した場合については、移動支援と認められません。

また、ヘルパーが運転手を兼ねる場合にあっては、運転中は介護が行われている状態とはみなせないため、運転している時間は利用時間から控除して算定することとなります。

【例 10:00 から13:00 までの支援の場合】

- ・10:00~10:15 外出のための準備及び車両への乗降移乗
- ・10:15~10:30 ヘルパー運転による移動(\*算定対象外)
- ・10:30~12:30 乗降及び目的地での介助
- ・12:30~12:45 ヘルパー運転による移動(\*算定対象外)
- ・12:45~13:00 乗降介助及び帰宅後の片付け
- \*上記の例において、実際にヘルパーが同行した時間は3時間ですが、その内30分は 運転中であり、介護を行っている状態とはみなせないため、算定時間対象外となりま す。従って、算定時間は2時間30分となります。

#### (Q2)目的地のみでサービス利用をすることについて

- (A2)目的地(ショッピングモール・映画館等)までの送迎は家族で対応できるのですが、目的地内で付き添うことができません。目的地内でのみのサービス(会場内の付添い、館内での食事、排泄等介助)を利用することができますか。
- ・移動支援事業は、外出や社会参加のための必要な介助を行うことを目的にした事業です。 従って、始点もしくは終点、あるいはその両方が自宅になることを基本としており、目的 地のみでのサービスは認められません。また、現地での活動において本人への介助が無く 単に「見守る」行為のみである場合も、移動支援の利用はできません。

#### (Q3)病院などへ通院するときの利用について

移動支援を利用して通院はできますか。

(A3)定期的な通院は、居宅介護(通院等介助及び通院等乗降介助)の対象者や介護保険の被保険者である場合は、障害福祉サービス及び介護保険制度を優先して利用することになります。それ以外の傷病の場合で、緊急に受診が必要なときは移動支援が利用できます。

# (Q4)学校へ通学するときの利用について

移動支援を利用して通学の送迎はできますか。

(A4)通学は、通年かつ長期にわたる外出になるため、移動支援は利用できません。 ただし、通常本人の送迎を行っている介護者が、病気や怪我により一時的に送迎が困難な

ときは、例外的に利用が認められる場合がありますので、担当課までご相談ください。

# (Q5)会社へ通勤、施設へ通所するときの利用について

移動支援を利用して通勤の送迎はできますか。

(A5)会社への通勤や施設への通所についても通学と同様、通年かつ長期にわたる外出になるため、移動支援は利用できません。ただし、通学と同様に、通常本人の送迎を行っている介護者が、病気や怪我により送迎が一時的に困難なときは、例外的に利用が認められる場合がありますので、担当課までご相談ください。また、一定期間集中して訓練を行うことで、ひとりで通勤できる見込みがある場合は、3か月を限度に移動支援が利用できます。この場合も担当課への事前相談が必要です。

#### (Q6)外出準備を行って、外出できなかった場合について

外出のための準備をしたところ、突然に利用者の具合が悪くなり外出できなくなった場合、移動支援の算定が可能ですか。

(A6)外出のための支援として持ち物の準備や確認、排泄の声掛け等を行った場合、その時間は算定の対象となります。しかし、計画されていたとしても実際に外出できなかった場合、その後は支援が行われていないため移動支援の算定はできません。中止によるキャンセル料等については、契約書等で予め規定し、契約に際して説明を行い、利用者の同意を得ておくことが必要です。

#### (Q7)グループ支援型への対応について

事業所は必ずグループ支援型に対応しなければならないのですか。

(A7)グループ支援型への対応の可否は、事業者による安全性の判断に基づくものです。安全性の確保が難しい場合や、ヘルパーの人数が不足する場合など、グループ支援型への対応が難しい状況も考えられます。そのような場合は、当事者へ事情等をご説明ください。

#### (Q8)グループへのヘルパー派遣について

1つのグループに複数の事業者からヘルパーを派遣することは可能ですか。

(A8)認められません。ヘルパー間の連携や責任の所在の明確化等から、報酬の対象となる一つのグループに対しては、同じ事業者からヘルパーを派遣してください。

# (Q9)個別支援型とグループ支援型を一体的に利用する場合について

別々の場所にいる利用者を迎えに行く等するため、個別支援型とグループ支援型とを一体的に実施する場合、利用時間(請求単位)はどのようになるのか?

(A9)個別支援型とグループ支援型を連続して利用する場合、グループ支援型に付随する個別 支援型は合算して算定します。

# 【例 集合場所まで個別支援型を利用して向かう場合】

	個別	グループ	個別
	0.5H	3.0H	0.5H
白	宅 現地	集 다	解散 自宅

上記の場合、グループ支援型: 3.0H×1回、個別支援型: 1.0H×1回となります。

また、各サービス時間において端数が出た場合、全体の合計時間を算出した上で、下記のとおり取扱います。

- ・30分単位ごとの端数の時間が多い方を切り上げ、少ない方を切り下げる。
- ・30分単位ごとの端数の時間が同じ場合は、グループ支援型の利用時間を切り上げる。

【例①】		(端数)			(請求単位)
個別型	4 0 分	(10分)	$\Rightarrow$	3 0分	(0.5H)
グループ型	1時間20分	(20分)	$\Rightarrow$	1時間30分	(1.5H)
計	2時間00分		$\Rightarrow$	2時間00分	
【例②】		(端数)			(請求単位)
個別型	4 5分	(15分)	$\Rightarrow$	3 0分	(0.5H)
グループ型	1時間15分	(15分)	$\Rightarrow$	1時間30分	(1.5H)
計	2時間00分		$\Rightarrow$	2時間00分	
【例③】		(端数)			(請求単位)
個別型	5 5分	(25分)	$\Rightarrow$	1時間00分	(1.0H)
グループ型	1時間15分	(15分)	$\Rightarrow$	1時間00分	(1.0H)
計	2時間10分		$\Rightarrow$	2時間00分	
【例④】		(端数)			(請求単位)
個別型	5 0 分	(20分)	$\Rightarrow$	3 0分	(0.5H)
グループ型	1時間20分	(20分)	$\Rightarrow$	1時間30分	(1.5H)